

共済だより

令和7年1月発行 No.224



奥越に春を呼ぶ奇祭『勝山左義長まつり』(勝山市)

主 な 内 容

- 新年のごあいさつ 2
- マイナンバーカードの健康保険証利用について 3
- 第169回組合会 新役員を選出 4
- 退職予定のみなさまへ 6
- 令和5年度 特定健康診査・
特定保健指導の実施結果について 10
- ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について 12
- 医療費通知書を送付いたします! 13
- 被扶養者資格確認調査の結果について 14
- 被扶養者認定に関するフローチャート(学生) 15
- アイススケート・スキーリフト利用助成 16
- 組合員貯金について(払戻注意日・臨時入金方法等) 18
- 入学貸付・修学貸付のご案内 19

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。



新年のごあいさつ

理事長 西行 茂

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、皆様には、当組合の事業運営にあたりまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜っておりますこと、心より深く感謝申し上げます。

当組合では、昨年11月に組合会議員の任期満了による選挙が執行され、新たな議員が選出されました。12月4日に組合会を開催し、新たな組合会議員により役員選挙を行ったところ、理事長としてご推挙いただき、引き続きその重責を担うこととなりました。

もとより微力ではございますが、組合員及びご家族並びに年金受給者の福祉の向上と発展のため、組合会議員及び共済組合職員と共に一層の努力をいたす所存でございますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、共済組合の現状は、令和4年10月の短期組合員の加入により、全国的に大きな転換期を迎えています。

当組合におきましても、短期経理財政が非常に厳しく、今年度から短期財源率を12/1000引き上げて104/1000とさせていただきます。

組合員の皆様には負担増をお願いすることになりましたが、104/1000は全国平均程度の率であり、短期経理の財政悪化は全国的な状況であるということをご理解賜りますようお願いいたします。

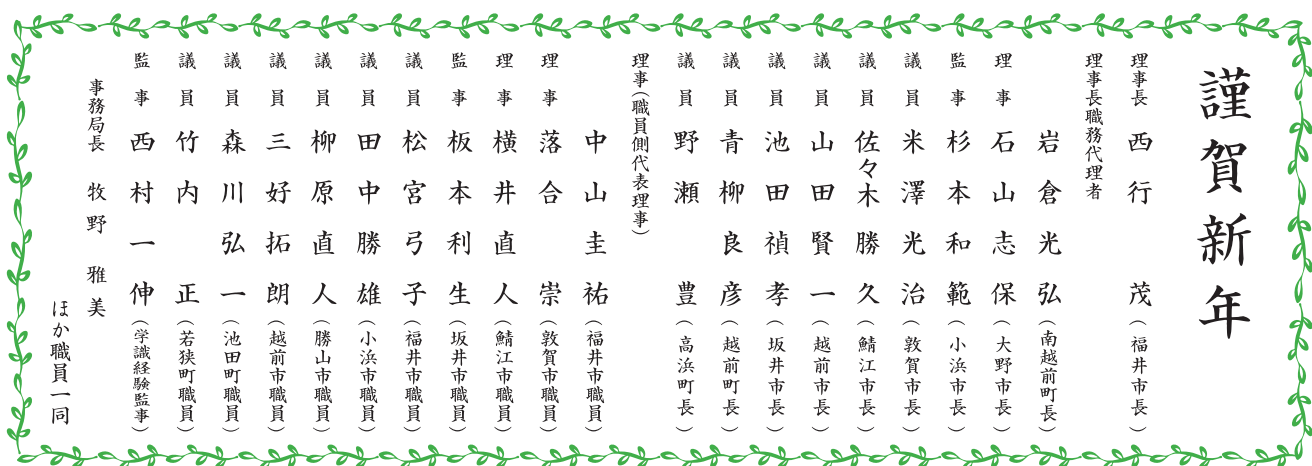
また、年金制度においては、昨年、少なくとも5年ごとに行われる年金財政の健全性を検証するための財政検証が行われ、幅広い複数ケースの経済前提における所得代替率の見通しが示されました。検証結果としては、将来にわたって所得代替率50%を確保できることが確認されました。今後は、働き方に中立的な制度を目指すとともに、ライフスタイル等の多様化を年金制度に反映しつつ、高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図る年金制度改正が検討されていくこととなります。

保養所「越路」は、ここ数年、新型コロナウイルス感染症により厳しい経営状況となっていましたが、現在は回復基調となっています。

昨年3月には待望の北陸新幹線敦賀開業が実現し、県外からの観光客が増加し県内各所で賑わいを見せており、「越路」もこのチャンスを逃すことなく、OTAによる集客を強化し、経営改善に努めてまいります。

このように、共済組合を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、共済組合制度の健全な運営に役職員一同最善の努力をして参る所存でございますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、各自治体のご発展とともに、新しい年が組合員の皆様にとって幸多き年になりますようお祈り申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。



マイナンバーカードは持っているけど・・・

マイナ保険証の登録が「まだ」の方へ

令和6年12月2日からマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに変更されています。

原則「マイナ保険証」のご利用となるため、医療機関を受診される際は、マイナンバーカードを「健康保険証」として利用するための登録が必要です。

マイナ保険証の登録をされていない方は、急な入院等に備えマイナ保険証の登録をされておくと安心です。

なお、マイナ保険証の登録ができない方やマイナンバーカードを持っていない方等には、「資格確認書」を発行します。令和6年11月29日までに発行の組合員証等(保険証)をお持ちの方は、資格喪失等されない場合、令和7年12月1日まで使用可能です。ただし、有効期限が記載されている方は有効期限までとなります。

マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます!



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

マイナ保険証の利用登録方法

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う。
- ② 「マイナポータル」から行う。
- ③ セブン銀行 ATM から行う。

★マイナンバーカードを「マイナ保険証」としてご登録後は、マイナ保険証の受付機が設置されている医療機関を受診の際、保険証としてご利用ください。

◆マイナンバーカードを持ち歩いて安全?

マイナンバーカードのICチップには、保険証情報や医療情報、税情報等などは入っておらず、個人情報の特定はできないようになっています。

◆マイナンバーを知られると悪用される?

第三者にマイナンバーを知られても、本人確認とセットのため、なりすまして個人情報を調べたり、手続きを行ったりすることはできません。

◆もし、マイナンバーカードを落としてしまったら?

マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178:24時間365日受付)に電話することで、カードの一時停止措置ができます。

★★令和6年12月2日以降に医療機関を受診する際の保険診療の資格提示物★★

| 医療機関の窓口提示物 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------|
| 組合員証・被扶養者証等 | 12/2廃止 | 12/1経過措置終了 | |
| マイナ保険証 | | 令和7年12月1日まで利用可能 | |
| マイナ保険証と資格情報のお知らせ (または資格情報通知書) | <p>★カードリーダーが医療機関にないとき、不具合で使えないとき 「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ※」(令和6年10月配布)をセットで提示すると、保険診療が受けられます。</p> <p>★共済組合の資格情報(記号・番号)の確認は、「資格情報のお知らせ」(令和6年10月配布)、または、マイナポータルからも確認することができます。</p> <p>※令和6年12月2日以降、資格取得等された方は「資格情報通知書」</p> | | |
| 資格確認書 (マイナ保険証の登録ができない方・マイナンバーカードがない方等) | <p>★マイナ保険証がない方 有効期限設定5年以内。資格取得・更新時は紙様式で交付。</p> | | |

◇マイナンバーカード及びマイナ保険証に係る内容の詳細は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます

マイナンバーカード 保険証利用

検索

<お問合せ先 健康管理課>

(令和6年11月30日現在)

お問合せ先

| | |
|-------|--------------|
| 総務企画課 | 0776-52-7300 |
| 健康管理課 | 0776-52-7301 |
| 年金課 | 0776-52-7303 |
| 越路 | 0776-77-3151 |

組合の状況

| | |
|----------|----------|
| 組合員数 | 14,035 人 |
| (男) | 6,098 人 |
| (女) | 7,937 人 |
| 任意継続組合員数 | 227 人 |
| 被扶養者数 | 7,703 人 |

第169回組合会

新役員を選出

— 理事長に西行福井市長再任 —

令和6年11月12日執行の組合会議員選挙後、初の組合会が12月4日に開催されました。

組合会では、理事及び監事の役員が選出され、理事長には西行福井市長が再任されました。

役員 議員



理事長

西行 茂
(福井市長)



理事(理事長職務代理者)

岩倉 光弘
(南越前町)



理事

石山 志保
(大野市長)



理事(職員側代表理事)

中山 圭祐
(福井市職員)



理事

落合 崇
(敦賀市職員)



理事

横井 直人
(鯖江市職員)



監事

杉本 和範
(小浜市長)



監事

板本 利生
(坂井市職員)



監事

西村 一伸
(学識経験者)



議員

米澤 光治
(敦賀市長)



議員

佐々木 勝久
(鯖江市長)



議員

山田 賢一
(越前市長)



議員

池田 禎孝
(坂井市長)



議員

青柳 良彦
(越前町長)



議員

野瀬 豊
(高浜町長)



議員

松宮 弓子
(福井市職員)



議員

田中 勝雄
(小浜市職員)



議員

柳原 直人
(勝山市職員)



議員

三好 拓朗
(越前市職員)



議員

森川 弘一
(池田町職員)



議員

竹内 正
(若狭町職員)

◇ 業務運営協議会委員 ◇

◎ 給付事業部会

部会長 池田 禎孝 (坂井市)
委員 中山 圭祐 (福井市)
委員 柳原 直人 (勝山市)
委員 田中 勝雄 (小浜市)
委員 竹内 正 (若狭町)

◎ 福祉事業部会

部会長 佐々木 勝久 (鯖江市)
委員 落合 崇 (敦賀市)
委員 松宮 弓子 (福井市)
委員 三好 拓朗 (越前市)

◎ 宿泊事業部会

部会長 石山 志保 (大野市)
委員 横井 直人 (鯖江市)
委員 板本 利生 (坂井市)
委員 森川 弘一 (池田町)

退職予定のみなさまへ

医療保険制度

在職期間中は、共済組合の組合員として、組合員証を使用し医療機関などで保険診療を受けることができます。しかし、退職されますと、共済組合の組合員ではなくなりますので、現在使用されています「組合員証」や家族の「組合員被扶養者証」などは、退職日の翌日から使用できなくなります。つきましては、退職される方は、退職後、遅滞なく「組合員証」などを所属所担当課へ必ず返還していただき、次の①～④いずれかの医療保険制度に加入する手続きを行ってください。

1 任意継続組合員制度〈共済組合〉

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、退職後も引き続き在職期間中と同様に、共済組合からの短期給付（保険給付）を受けることができる医療保険制度です。

また、特定健康診査（保健事業）、貯金事業（福祉事業）など共済制度の一部についても在職期間中と同様の適用を受けることができます。

「加入届出」

「任意継続組合員資格取得申出書」を退職後20日以内（退職の日を含むため、3月31日退職の場合は、4月18日共済組合必着）に退職された所属所を経由し、共済組合へ提出してください。

「加入期間」

任意継続組合員の資格取得日から**最長2年間***1です。
*1 途中で脱退することもできます。

「掛金」

任意継続組合員に係る1月あたりの掛金は、次のとおり計算し、納入していただきます。
短期任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」*2 × 掛金率(104.0%)
(参考:令和6年度短期任意継続掛金 最高限度額:37,440円)
介護任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」*2 × 掛金率(17.5%)
(参考:令和6年度介護任意継続掛金 最高限度額: 6,300円)
*2 「標準報酬の月額」…「退職時の標準報酬」と「上限となる標準報酬の月額(360,000円)」を比較し、いずれか低い額とします。
注 意 「掛金率」及び「上限となる標準報酬の月額」は、年度毎に算定します。

掛金の納入方法 ①口座振替（一括前納）*3 ②口座振替（毎月）*3 ③振込依頼書（一括前納） ④振込依頼書（毎月）
*3 口座振替につきましては、福井銀行口座からの引き落としとなります。

2 国民健康保険制度〈市町村〉

住所地の市町村が保険者となり、市町村から保険給付を受ける医療保険制度です。加入手続きや保険料の算定については、住所地の市町村役場で確認してください。

3 被用者保険制度〈全国健康保険協会(協会けんぽ)等〉

退職後、再就職により勤務する事業所にて加入する医療保険制度です。加入手続きや掛金については、勤務先事業所にて確認してください。

注 意 再就職を予定されている方は、再就職先における医療保険制度の加入について事前に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

4 被扶養者〈ご家族の方が加入される被用者保険〉

被扶養者認定の基準については、健康保険組合等によって異なりますが、退職後の収入状況や家族の生計状況など一定の条件を満たしている場合には、家族の被扶養者として認定されます。

注 意 健康保険組合等によっては、年齢及び収入の条件を満たす場合であっても家族の被扶養者に認定されないことがありますので、退職される前に、家族の方が加入されている健康保険組合等にて、被扶養者に認定されるか十分に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

〈お問合せ先 健康管理課〉

介護保険制度

介護保険にかかる保険料は、40歳から64歳までの方については、加入している医療保険制度の保険料と併せて納入することとなります。

ただし、65歳以上の方が年間18万円以上の年金を受給する場合は、医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の半額以下の場合、保険料が年金から控除される「特別徴収」となります。

その他の方は、口座振替や払込書納付などの各市町村の取扱方法によることとなります。

<お問合せ先 健康管理課>

年金制度

退職時に、「退職届書」を所属所担当課へ提出してください。

年金受給資格を満たした時点で、新たに老齢厚生年金の請求手続きを行っていただきます。

老齢厚生年金の受給資格要件

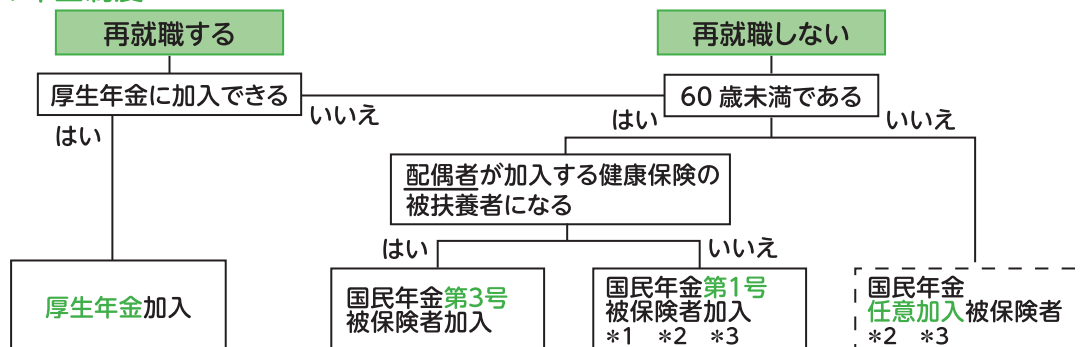
- 65歳以上であること(注1)
- 1月以上の組合員(被保険者)期間を有すること
- 被保険者期間等が10年以上あること(注2)

(注1) 特定消防組合員(消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員)については、生年月日により支給開始年齢の特例があります。

(注2) 被保険者期間等とは、次に掲げる期間を合算した期間をいいます。

- ・民間企業等の厚生年金被保険者期間
- ・地方公務員、国家公務員の厚生年金被保険者期間
- ・私立学校教職員共済制度の厚生年金被保険者期間
- ・国民年金の加入期間(第3号被保険者、免除期間等を含む。)

退職後の年金制度



*1 市区町村の国民年金担当課等で手続きが必要です。

*2 60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、市区町村の国民年金担当課等で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

*3 国民年金の保険料は月額16,980円です。(令和6年度)

「退職予定者説明会」及び「年金説明会」の開催について

年度末退職者を対象とした「退職予定者説明会」につきましては、嶺北会場・嶺南会場ともに1月中旬頃の開催を予定しております。

また、年金支給開始年齢の引き上げにより、退職から年金支給開始までが長期間となる現状を踏まえ、年金支給開始年齢に到達される方々を対象に「年金説明会」を開催し、年金制度や請求手続き等についてご説明しております。対象となる方については、時期になりましたら、説明会開催のご案内をご自宅あて送付させていただきます。

<お問合せ先 年金課>

福祉事業

保健事業

- 長期勤続者宿泊優待・・・当組合の組合員期間が25年以上で退職された方は、本人+1名様を越路に優待いたします。(一泊2食分(無料))

※退職後も引き続き当共済組合の組合員となった場合は、当共済組合の組合員の資格を喪失した際に優待いたします。

- 任意継続組合員の方は、直営・協定保養所利用助成、家庭用常備薬斡旋、特定健康診査、特定保健指導を引き続きご利用いただけます。

<お問合せ先 健康管理課>

貯金事業

退職後、任意継続組合員になる方は任意継続組合員である期間中、継続して組合員貯金をご利用いただけます。(自動継続のため、手続き不要です。)

任意継続組合員にならない方は、組合員貯金をご利用いただけませんので、解約手続きが必要です。解約請求書を各所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。

解約金は4月30日に共済組合登録口座へ送金します。

※解約金送金日まで共済組合登録口座を解約しないでください。

貸付事業

退職後、貸付事業はご利用いただけません。退職時に貸付金残高がある場合は、即時全額償還していただきます。退職後、任意継続組合員となった場合も同様です。

また、常時勤務の再任用者等として組合員資格が継続する場合であっても、退職手当が支給される場合には、即時償還していただきます。

償還方法は、原則、退職手当からの控除になりますが、退職手当支給日前に振込書での一括償還も可能です。

<お問合せ先 総務企画課>

退職予定のみなさまへ

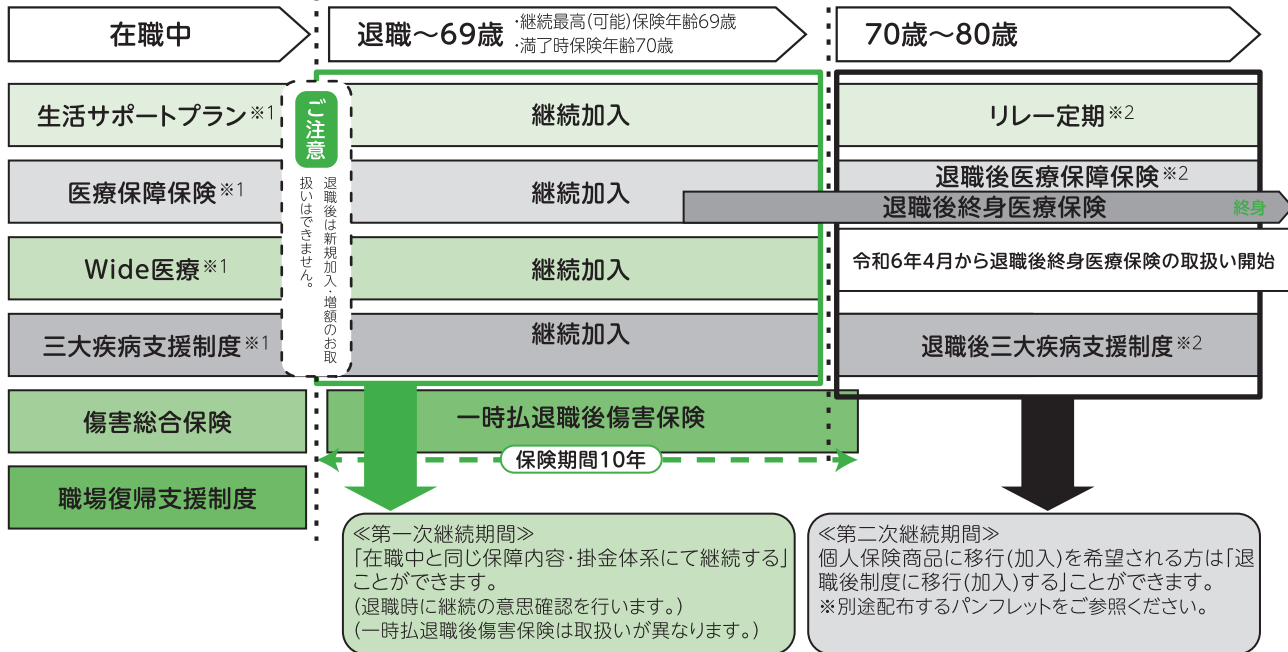
保険制度

公的遺族年金補完制度 生活サポートプラン

●「生活サポートプラン」は退職後も69歳まで在職中と同じ保障内容・掛金体系で継続できます。

退職後継続・加入のイメージ

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。 ※詳細はパンフレットをご参照ください。



つなぎ積立年金

●「つなぎ積立年金」にご加入の方は、ご退職前に積立金の受取り手続きをお願いいたします。

※詳細はパンフレットをご参照ください。 ※「つなぎ積立年金」の年齢は満年齢です。

| | コース | 一般コース | 個年コース |
|-----|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年 | 年金受取の受給資格 | 掛金払込完了年齢に達したとき、または加入2年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。 | 掛金払込完了年齢に達したとき、または加入10年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。 |
| | 積立満了時に選択できる年金種類 | 5～15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10～15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※一般コースの年金受取は、初年度年金月額が1万円(前厚型は2万円)未満の場合は、年金選択ができません。 | 10、15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10、15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※個年コースの年金受取は、①支払期間が10年未満、②年金支給開始年齢が満60歳未満の場合は、確定年金の選択ができません。 |
| 金 | 年金支払期日 | 年金は年4回(8月、11月、2月、5月)3カ月ずつに分けてお支払いします。 | |
| 一時金 | 年金にかえて一時金での受け取りを希望の場合、積立金を一括して支払います。 | | |

【第一次継続期間の特長および注意点】

- ・「生活サポートプラン」に加入後、再任用および会計年度任用職員等で勤務される方は「退職扱」となるため、退職後継続に関する手続きが必要です。
- ・職場復帰支援制度は退職後継続加入の取扱いがありません。・在職中と同様に1年更新となります。
- ・退職後は指定の口座より月々掛金を振替いたします。配当金も指定の口座に還元いたします。
- ・(生活サポートプラン、医療保障保険、職場復帰支援制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。ただし、職場復帰支援制度は退職後継続ができないため、退職後2年目以降は配当金がありません。)(口座振替に係る費用についてはご加入者さまの負担となります。)
- ・退職後および退職時の新規加入、増額のお取扱いはできません。在職中にご加入の制度に継続加入することができます。(同額継続または減額のみのお取扱いとなります。)
- ・退職後の更新については、毎年11月頃にご自宅宛に書類をお送りします。
- ※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
- ※1 生活サポートプラン、医療保障保険、Wide医療、三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※2 リレー定期、退職後医療保障保険、退職後三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

生活サポートプラン:年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】、医療保障保険:短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】、Wide医療:医療保障【損害保険】、三大疾病支援制度:健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】、傷害総合保険:天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付傷害総合保険【損害保険】、職場復帰支援制度:特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】、リレー定期:リビング・ニース特約、代理請求【Y】付無配当定期保険(II型)、退職後医療保障保険:代理請求特約【Y】付無配当医療保険、退職後三大疾病支援制度:リビング・ニース特約、代理請求特約【Y】付無配当特定疾病保障定期保険(II型)、一時払退職後傷害保険:天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険、つなぎ積立年金:拠出型企業年金保険

＜お問合せ先(有)エル・サポート・福井 電話0776(52)0133 平日(土日・祝日、年末年始を除く)9:00～17:00＞

MY-A-24-他-008765

年金者連盟からのご案内

福井県市町村職員年金者連盟は、年金受給者の生活の安定と福祉の向上、会員相互の親睦、地域社会の福祉の増進に寄することを目的に、昭和56年12月に発足しました。

年金受給者だけでなく、組合員または組合員であった方も、連盟の目的に賛同していただける方は加入することができますので、是非ともご検討ください。

年金者連盟の事業

全国の仲間と連携し、国への陳情、年金改善のための運動を展開

がん保険・医療保険の
あっせん

団体扱いで85歳まで加入可

機関紙「連盟だより」
の配布
連盟の活動報告・年金情報等

長寿祝
喜寿祝・米寿祝

団体傷害保険
団体疾病保険
団体介護保険
のあっせん

団体割引で保険料30%割安

介護・健康相談サービス
フリーダイヤルによる相談

葬儀支援サービス
（株）全国葬儀サービス

施設等入居優待割引
介護相談・施設入居家賃優待など

お引越し割引サービス
日本通運（株）

会費について

①年金受給前の会員様は会費を徴収いたしません。年金支給開始後は、②の方法で徴収させていただきます。

②年会費は、支給年金額の1/1000です。（500円未満は500円です。）

毎年、4月の年金支給額より控除させていただきます。（加入初年度は、加入直後の年金から控除させていただきます。）

☆入会はあくまで任意ですので、趣旨にご賛同いただける方は是非ご入会ください。

入会は退職予定者説明会で配布する「加入届」をご投函ください。

☆ご不明な点は、共済組合金課（0776-52-7303）までお問合せください。

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、退職予定の皆様に対し退職後継続加入が可能な保険について募集を行うため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供（第三者提供）させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱い保険

| | | | |
|-----------------|----------------|-------------|-------------|
| ア.生活サポートプラン | イ.医療保障保険(医療特約) | ウ. Wide医療 | エ.治療費支援制度 |
| オ.長期所得補償保険 | カ.職場復帰支援制度 | キ.三大疾病支援制度 | ク.つなぎ積立年金 |
| ケ.傷害総合保険 | コ.所得補償保険 | サ.ゴルフ保険 | |
| シ.団体地方公務員賠償責任保険 | ス.一時払退職後終身保険 | セ.リレー定期 | ソ.退職後医療保障保険 |
| タ.退職後三大疾病支援制度 | チ.一時払退職後傷害保険 | ツ.退職後終身医療保険 | |

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア.組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部課コード、職員番号、送金先口座情報
- イ.組合員各位の転出・転入情報
- ウ.組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報
- エ.組合員各位の健診結果データ(健康サポート・キャッシュバック特約の同意を得た方)

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

- 利用目的
団体保険契約の事務手続き
- 共済組合から保険会社等に提供される個人データ
保険金請求時の必要書類に記載される個人データ
(戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)
- 情報提供の手段
加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の 停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。なお、この場合は各保険のご案内ができませんので、あらかじめご承知おきください。

※ 上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

令和5年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果

共済組合では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。

令和5年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果については、昨年11月に確定し国への報告を行いましたので、その内容についてお知らせします。

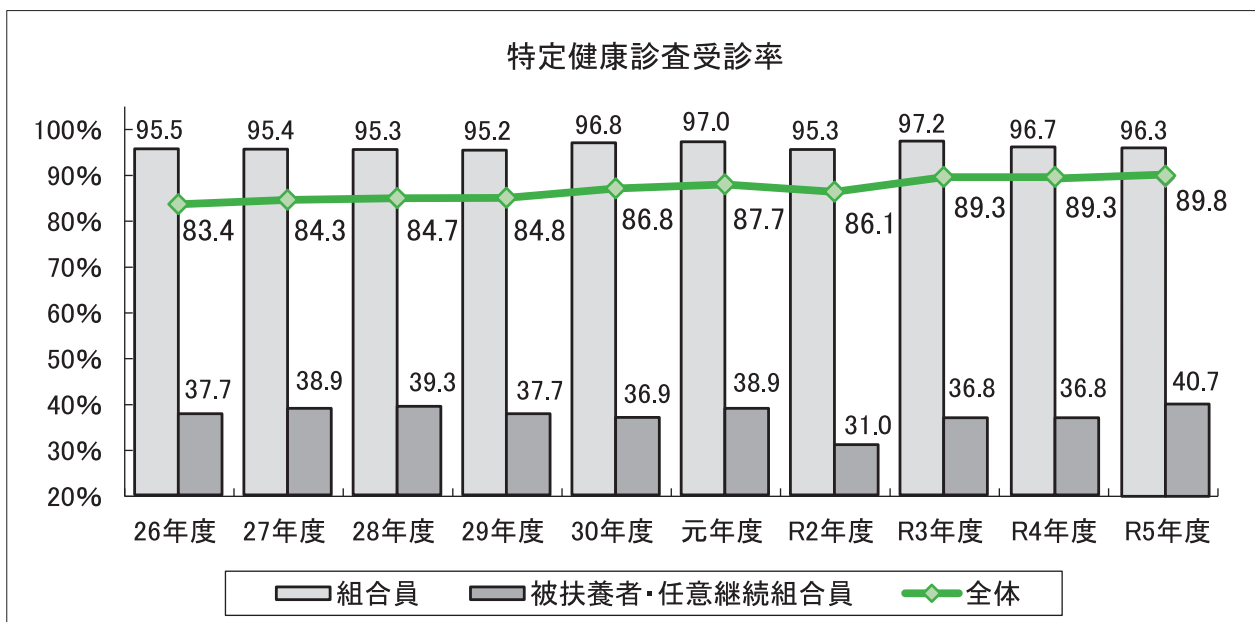


特定健康診査

組合員については、事業主健診や人間ドックを受診することにより特定健康診査を受診したとみなすことから、96.3%と高い受診率になっています。

一方、被扶養者及び任意継続組合員については、自宅に受診券を送付して住民健診会場や契約医療機関での受診を促しておりますが、受診率は**40.7%**と、**上向き傾向ですが、依然として低い水準となっています。**

全体の受診率は89.8%で、**被扶養者及び任意継続組合員の受診率を伸ばすことが継続した課題**となっています。



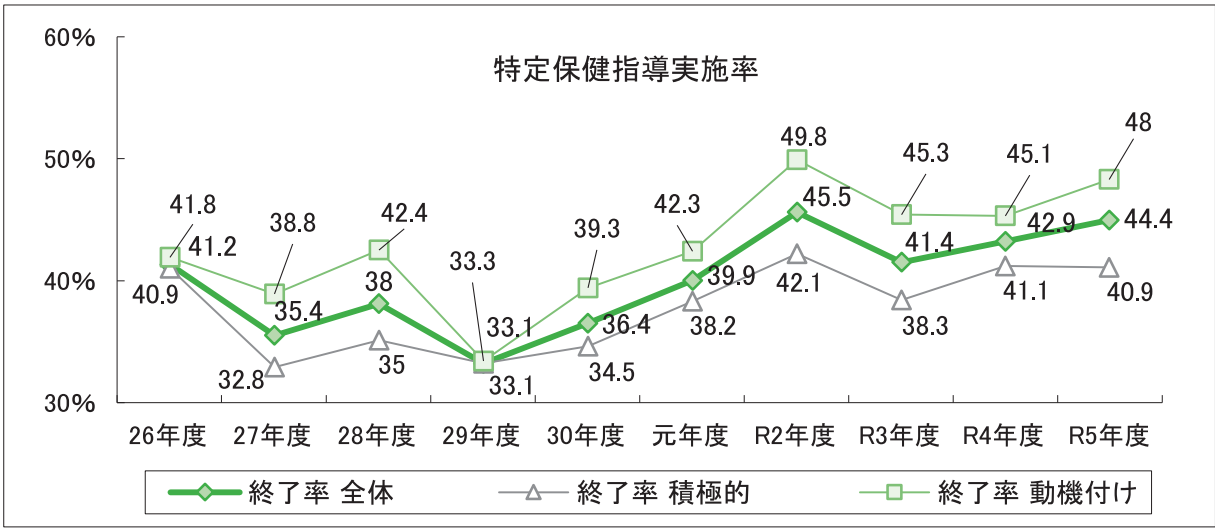
特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣や食習慣の改善を支援するのが特定保健指導です。高リスクの方を対象とする積極的支援と、それよりリスクが低めの方を対象とする動機付け支援を行っています。

特定保健指導の実施は、事業主健診・人間ドック実施機関または専門業者であるSOMPOヘルスサポートに委託しています。

令和5年度の全体の終了率は**44.4%**で、**着実に上向き傾向ではありますが、国の目標値である45%に及びませんでした。令和6年度以降のデータヘルス計画の最終目標は60%となっておりますので、特定保健指導の対象となられた方は必ずご利用くださいますようお願い申し上げます。**





生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、重症化後に後悔することになりかねません。命に関わる病気になる前に、生活習慣の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

また、国が定める特定健診及び指導の実施率の基準を達成できないと、後期高齢者医療制度への支援金の加算（ペナルティ）対象となる場合があります。実施率向上のため、特定保健指導を是非ご利用ください。

マイナポータルでの健康診断結果等の閲覧について

マイナポータルとは 政府が運営するオンラインサービスです。
行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできます。

マイナポータル上でご自身の特定健診^{※1}や事業主健診等^{※2}の結果を閲覧できます。

※1 保険者が40～74歳の方を対象に実施する健診
 ※2 特定健診の検査項目の結果が事業主等から保険者に提供された場合に閲覧可

- ◎40～74歳の組合員の方
令和2年度以降に実施したのから直近5年分の健診結果が閲覧できます。
- ◎40歳未満の組合員の方
令和5年度以降に実施したのから直近5年分の健診結果が閲覧できます。
- ◎当組合が健診結果を受領次第、順次閲覧可能となりますが、タイムラグがありますのでご了承ください。

| | |
|------------|------------------------------------------------------|
| 登録対象外となる場合 | ・妊産婦等特定健診の除外対象者の場合 ・特定健診の実施年度途中に加入、脱退等により異動した者の場合 |
|------------|------------------------------------------------------|



【その他閲覧できる情報】
 診療・薬剤情報、医療費通知情報、健康保険証情報 等

- ◆マイナポータルにログインしてサービスを利用するには、マイナンバーカードと利用者登録が必要です。
- ◆マイナポータルの詳細・利用者登録等については、上記マイナポータルサイトをご確認ください。

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について

令和6年10月にジェネリック医薬品差額通知を送付した方のジェネリック医薬品への切替え状況をお知らせします。

差額通知を送付した方のうち、令和5年11月から令和6年6月までに約38%の方がジェネリック医薬品に切替えています。

ジェネリック医薬品に切替えたことで削減された金額(切替効果額)は、8か月間の累計で625,101円となりました。

ジェネリック医薬品とは？

新薬の特許期間満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい診査をクリアしたものが承認されています。



効き目や安全性は？

新薬と異なる添加剤が使用されることがありますが、薬事法により新薬と同じ品質を保つことが義務付けられており、有効性、安全性及び品質について国が厳格な審査のうえ、製造・販売の承認を行っています。

※ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

■ 令和6年10月から、医薬品の自己負担の新たな仕組みが導入されました。

- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金が窓口で必要となります。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は必要ありません。
- ・新たな仕組みについては、厚生労働省ホームページでご確認ください。右の二次元コードから関連ページにアクセスできます。



こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思った時、当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」をご利用してみたいでしょうか。

メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。



電話でのご相談は・・・

ハロー みんなの ふくい
フリーダイヤル **0120-863-291**

メールでのご相談は・・・

右の二次元コードから
アクセスしてください →



※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に「863291」です。

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

医療費通知書を送付いたします!

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。

1月発行の医療費通知書には事務処理の関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、確定申告する際、10月から12月診療分の申告については、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成して対応していただくことになりますので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費の取扱いについて

平成29年8月に70歳以上の高額療養費制度の自己負担限度額の上限額について見直しがあり、計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日時点(計算期間の末日)の所得区分が「一般所得者等※」である70歳以上の組合員及び被扶養者について、「一般所得者等」であった月の外来療養に係る自己負担額が自己負担限度額である年間14万4千円を超えたときには、その超えた額を、年間の高額療養費として支給することとなっています。

計算期間の全期間において、組合員及び被扶養者であった方については、請求手続きが不要です。

しかし、計算期間の途中で組合員及び被扶養者の資格取得又は喪失、かつ、自己負担額が上記の年間上限額を超える方については、以下の請求手続きが必要となりますので、該当すると思われる方は共済組合までご連絡をお願いします。

1.基準日時点で当組合の組合員または被扶養者である場合(計算期間の途中で資格取得)

外来年間合算を当組合で支給するため、次の書類を提出してください。

- ①高額療養費(外来年間合算)支給申請書 兼 自己負担額証明書交付申請書
- ②他の医療保険者が発行した自己負担額証明書(※)

2.基準日時点で当組合の組合員または被扶養者でない場合(計算期間の途中で資格喪失)

上記1の①の申請書を当組合へ提出いただくことで、「高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明」(※)を交付しますので、基準日に加入している医療保険者へ請求手続きを行ってください。

※情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携により、自己負担額を他の医療保険者に照会を行うことができる場合、不要となります。

一般所得者等とは・・・

- ①標準報酬の月額が26万円以下、又は市町村民税非課税の70歳以上の組合員
- ②70歳以上の被扶養者(組合員が70歳未満又は①に該当する場合に限る)



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。詳細については折込チラシや当組合ホームページをご覧ください。

OTC医薬品でセルフメディケーション

◆セルフメディケーションとは?

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。

◆OTC医薬品(Over the Counterの略)とは?

薬局などで医師の処方箋なしで購入できる医薬品のことです。

病院にかかるほどの不調でないときや病院が休診のときなどのセルフケアに役立ちます。

◆「セルフメディケーション税制」

治療目的で購入した「スイッチOTC医薬品」は、医療費控除の対象になります。ただし、医療費控除の特例のため、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。健康診断や人間ドックの結果通知、医薬品の領収書等は大切に保管しましょう!!

セルフメディケーション税制の詳細は、厚生労働のホームページをご覧ください。

厚生労働省 セルフメディケーション

検索

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者資格確認調査の結果について

昨年7～9月に実施させていただきました「被扶養者資格要件確認調査」が終了いたしました。皆様には、書類提出につきましてご協力をいただき、ありがとうございました。調査結果につきましては、下記のとおりです。

| 調査結果 | | 主な取消事由 | |
|----------|---------|-------------------|------|
| 対象被扶養者数 | 7,593 件 | 1. 就職(健康保険加入) | 6 件 |
| 扶養手当支給件数 | 6,204 件 | 2. 給与収入等の増加 | 14 件 |
| 調査件数 | 693 件 | 3. 年金収入(決定・改定)の増加 | 13 件 |
| 取消件数 | 49 件 | 4. 生計維持者の変更 | 14 件 |
| | | 5. その他 | 2 件 |

主な取消事由は「被扶養者の給与や年金収入の増加」や「生計維持者の変更」に伴う遡及取消です。組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状態や給与および年金の収入額を把握していただき、被扶養者の認定取消の手続きが必要となる場合は、速やかに取消手続きをお願いいたします。

営業所得・農業所得等がある方を被扶養者としている方へ

確定申告が2月中旬より始まりますので、営業所得・農業所得などがある方を被扶養者としている方は、収入額を確認していただき認定基準年額を超える場合は、取消手続きをお願いします。

また、認定基準額を超えない方も下記理由により確定申告等の関係書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

【確定申告等の関係書類の保管理由について】

共済組合では、毎年7～9月に被扶養者の資格調査を実施しています。その際に調査対象となる被扶養者の方で、営業所得等の恒常的な収入を得ている場合には、**所得税法上の所得額と被扶養者認定を行う上での必要経費の捉え方が異なるため、確認書類として確定申告等の関係書類を提出していただいています。**(確定申告等の関係書類には、市町村民税申告書も含まれます。)

また、営業所得等がある方を新たに被扶養者認定申請を行う際も、確定申告等の関係書類が必要となりますので、ご注意ください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、**速やかに「組合員証・組合員被扶養者証等」を返還してください。**

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の医療機関等の受診について

- ◆ 資格喪失後に医療機関等を受診する場合は、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の資格情報のお知らせ(資格情報通知書)を窓口で提示し、「健康保険の変更」を申し出てください。
- ◆ 新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の資格情報のお知らせ(資格情報通知書)が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、窓口で「健康保険の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



資格喪失後に組合員証・被扶養者証を使用して、医療機関等を受診した場合は、**当組合が負担した医療費の全額を返還していただくこととなります。**



表 紙 説 明



<お問合せ先 健康管理課>

奥越に春を呼ぶ奇祭「勝山左義長まつり」(勝山市)



勝山市の「左義長」は小笠原公入部以来300年以上の歴史を誇っており、2008年(平成20年)2月22日には、福井県の無形民俗文化財に指定されました。

勝山左義長まつりは、毎年2月の最終土曜日、日曜日に開催されています。

市街地に建てられた檜の上では三味線、笛、鉦の軽快なテンポの左義長ばやしに乗った「浮き太鼓」が披露されます。2日目の夜に行われる「どんど焼き」で、まつりはフィナーレを迎えます。

**被扶養者
認定**

就職されたときには取消しの手続きが必要です。

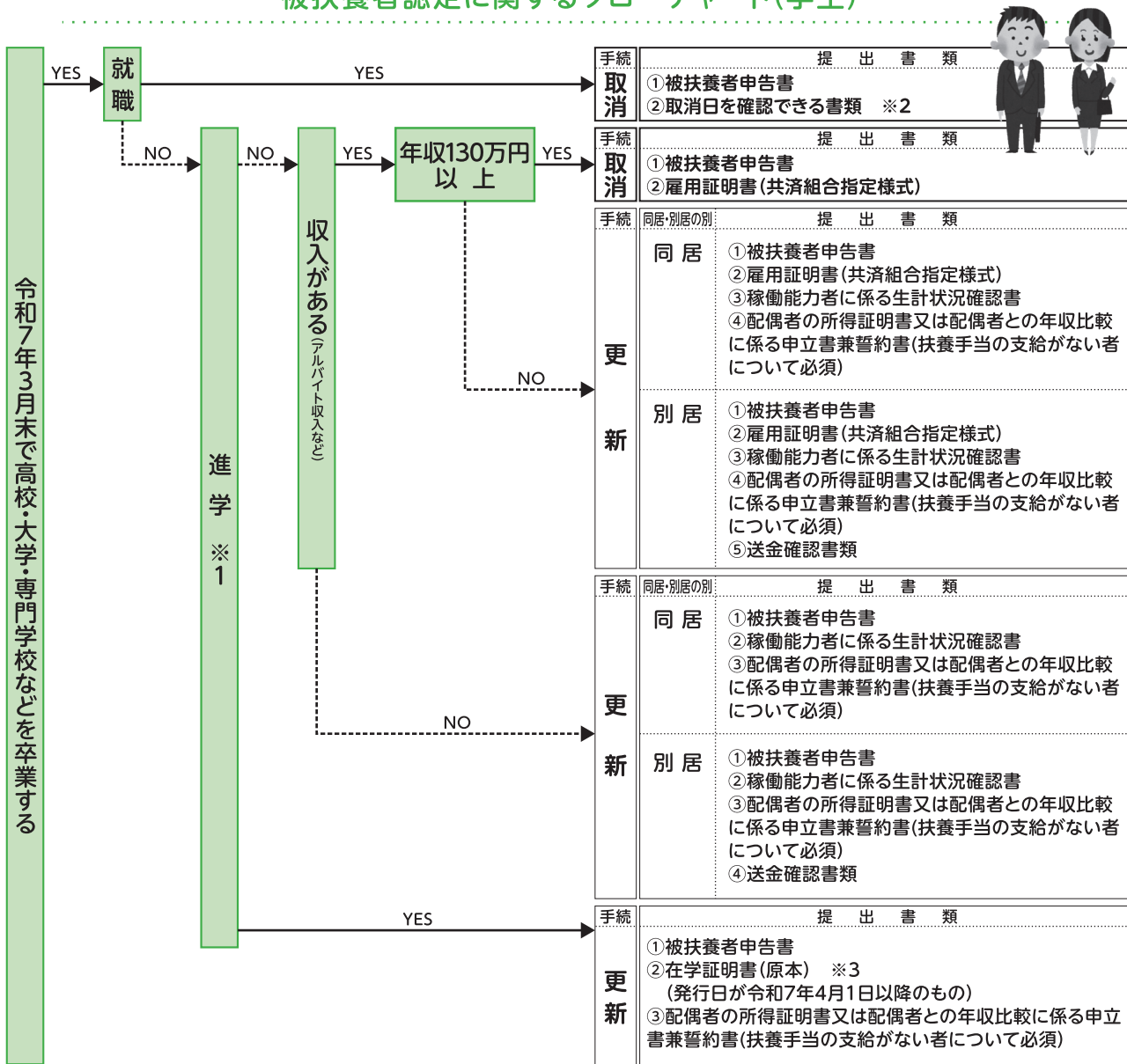
春になりますと、就職や進学など被扶養者の方の新生活がスタートします。

「就職される家族」がおられる方は、就職の事実発生後すみやかに被扶養者の取消申告をしてください。

また、進学などにより更新となる方についても、次のフローチャートにて、提出書類などを確認していただき、必要な書類のご準備をお願いします。

なお、令和7年2月を目処に各所属所の共済組合事務担当課を通じまして、18歳に到達する方又は有効期限が到来する方に対し、手続きに関するご案内をさせていただきます。

被扶養者認定に関するフローチャート(学生)



※1…通信制・夜間課程の学校、各種講座等の場合「雇用証明書」「送金確認書類」等が必要となる場合があります。

※2…「取消日を確認できる書類」とは、次の(1)～(4)をいいます。

★就職先で健康保険に加入する場合

(1)マイナポータルの資格情報画面の写し(2)資格確認書(3)資格情報通知書

★雇用形態等により就職先で健康保険に加入しない場合

(4)雇用証明書(共済組合指定様式)

2～4月の更新時期に限り、「取消日を確認できる書類」に代わり、採用通知書の写等での手続きも受け付けます。

ただし、後日、必ず「取消日を確認できる書類」を提出してください。

※3…2～4月の更新時期に限り、「合格通知書(写)」「学生証(写)」での手続きも受け付けます。

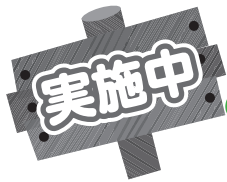
ただし、後日、必ず「在学証明書(原本)」を提出してください。

〈留意事項〉

上記は一般的な事例のため、個々の事例によっては上記以外の書類の提出を依頼させていただく場合があります。

なお、主として組合員の収入により生計を維持する方が被扶養者の対象となります。よって、上記更新の条件を満たしていても、主として組合員の収入により生計を維持していない場合は更新できませんのでご注意ください。

＜お問合せ先 健康管理課＞



アイススケート・スキーリフト利用助成

只今、アイススケートとスキーリフトの利用助成を組合員及びそのご家族を対象に実施しています。
冬ならではのスポーツで、寒さを吹き飛ばしましょう!



アイススケート利用助成

| | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご利用方法 | アイススケート場受付で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、滑走料から助成券1枚につき400円が差し引かれます。(滑走靴料金等は利用者負担です)ただし、ハピリンクは、滑走料に対し1人につき1枚のみの使用になります。 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 指定アイススケート場 | 所在地 | 助成期間(予定) |
|-----------------------------------------|----------------|----------------------------------|
| ニューサンピア敦賀 Tel.0770-24-2111(代) | 敦賀市呉羽町1番2号 | 令和6年11月2日(土)から 令和7年5月6日(火)まで |
| ハピリンク | 福井市中央1丁目 ハピリン前 | 令和6年12月20日(金)から 令和7年2月2日(日)まで |

スキーリフト利用助成

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| ご利用方法 | 指定スキー場のリフト券販売窓口で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、助成券1枚につき400円を差引いた金額で指定リフト券が購入できます。 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|

| | |
|------|----------------------------------|
| 助成期間 | 令和6年12月1日(日)～令和7年3月31日(月) |
|------|----------------------------------|

| 指定スキー場 | 所在地 | 指定リフト券 |
|----------------------------------------|------|-----------------------------------|
| 九頭竜スキー場 Tel.0779-78-2651 | 大野市 | 1日券、午前券、午後券、1回券、10回券 |
| 福井和泉スキー場 Tel.0779-78-2711 | 大野市 | 1日券、午後券、 |
| スキージャム勝山 Tel.0779-87-6109 | 勝山市 | 1日券、午前券、午後券、2日券、キッズデビュー券、1回券、11回券 |
| 新保ファミリースキー場 Tel.0778-44-7787 | 池田町 | 1日券、午前券、午後券、11回券 |
| 今庄365スキー場 Tel.0778-45-1115 | 南越前町 | 1日券、午前券、午後券、11回券 |

※リフト券の料金・営業日等は各スキー場にお問い合わせください。また、積雪の状況により営業されない場合が予想されますので、各スキー場にお問い合わせのうえ、ご利用ください。

<お問合せ先 健康管理課>

《福井県市町村職員共済組合の組合員限定》

スポーツジムの月会費を特別会費で利用できます!

詳細は、当組合ホームページの「特別会員利用契約スポーツジム」のバナーよりご確認ください。

健康づくりセミナーを開催しました

RIZAPオンラインセミナーを以下の日程で開催しました。

| セミナー内容 | 日程 |
|-------------------|-----------|
| 運動セミナー 「肩こり腰痛予防編」 | 令和6年8月24日 |
| 食事セミナー 「食事編」 | 令和6年8月31日 |

簡単に取り入れられる運動や食事について、分かりやすく教えていただきました。

なお、2回とも令和6年10月中にアーカイブを配信いたしました。当日ご参加いただけなかった方にはもちろん、当日ご参加いただいた方にも復習としてご活用いただけました。

健康管理担当者研修会を開催しました

と き： 令和6年9月5日 場 所： 福井県自治会館

| 講演テーマ | 講師 |
|-------------------|-------------------|
| 「組織としてのメンタルヘルス対策」 | コーピングデザイン 粕谷 幸佑 氏 |

各所属所の健康管理担当者、安全衛生管理者等の方を対象とした「健康管理担当者研修会」を開催し、組織としてのメンタル対策として、ストレスの緩衝方法や職場復帰実施支援について分かりやすいご講演をいただきました。

また、当組合より「第3期データヘルス計画の概要等」について説明させていただきました。

ライフプラン基礎づくりセミナーを開催しました

と き： 令和6年9月18日 場 所： 福井県自治会館

| 講演テーマ | 講師 |
|------------------------------------|-------------------------|
| 「タニタ健康セミナー」 ～今日から実践！ヘルシーレシピのコツ～ | 株式会社タニタヘルスリンク 龍口 知子 氏 |
| 「ライフイベントに備えた資産準備」 | (財)地域社会ライフプラン協会 片山 晶弘 氏 |

タニタの社員食堂におけるレシピづくりのコツのほか、外食やコンビニでのメニュー選びのポイントについて、実践的な内容でご講演いただきました。

また、例年「もっと早期からライフプランについて知識を得たい」とのご感想をいただいておりますので、今年度もライフプラン協会の片山氏に、ライフイベントに備えた資産準備についてご講演をいただきました。

50歳からのライフプランセミナーを開催しました

と き： 令和6年10月2日 場 所： 福井県自治会館 | と き： 令和6年10月3日 場 所： パレア若狭

| 講演テーマ | 講師 |
|---------------------------|-------------------------|
| 「人生100年時代を不安なく過ごすための生活設計」 | (財)地域社会ライフプラン協会 片山 晶弘 氏 |

ライフプラン協会の片山氏からは、退職後を見据えたライフプラン設計の作り方や資産運用の基礎についてご講演いただきました。

また、当組合より、年金について説明させていただきました。



<お問合せ先 健康管理課>

今年も組合員貯金を よろしくお願いいたします

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

組合員貯金は、**年利0.8%**(半年複利)の普通貯金です。(R7.1現在)

給与・賞与からお好きな金額(1,000円単位)を天引きするので、無理なく積立ができます。
一年の始まりに、将来に備えて組合員貯金を始めてみませんか？

◆新たに組合員貯金への加入を希望する方は◆

各所属所の共済組合事務担当課にて、「組合員貯金加入申込書」をご提出ください。

◆給与・賞与積立の金額の変更を希望する方は◆

各所属所の共済組合事務担当課にて、「変更届書」をご提出ください。



※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、年度中に変更する場合があります。

※復興特別所得税(0.315%)が令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る税率は20.315%です。

一部払戻について

- ・一部払戻を希望する場合は、「払戻請求書」の共済組合控を、払戻日の2営業日前共済組合必着で、各所属所の共済組合事務担当課から送付いただくか、直接共済組合へ送付ください。
- ・払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。(祝日を除く)
- ・右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。
- ・2月11日(火)は、祝日のため払戻はありません。

1月から3月までの払戻注意日

| 払戻注意日 | 払戻請求書の当組合必着日 |
|----------|--------------|
| 1月 7日(火) | 12月27日(金) |
| 1月14日(火) | 1月 9日(木) |
| 1月15日(水) | 1月10日(金) |
| 2月12日(水) | 2月 7日(金) |
| 2月25日(火) | 2月20日(木) |
| 2月26日(水) | 2月21日(金) |
| 3月21日(金) | 3月18日(火) |

臨時入金について

給与・賞与天引き以外の積立方法として、共済組合の貯金口座へ直接入金する「臨時入金」をご利用いただけます。

◆入金方法◆

- ・「組合員貯金払込書(臨時入金)」(2枚複写)の様式により、福井銀行本・支店の窓口にてご入金ください。(様式は、各所属所の共済組合事務担当課にあります。)
- ・様式を使用しない場合は以下の振込先にご入金ください。

振込先 金融機関:福井銀行(0147)大和田支店(125) □座番号:(普)1088515
□座名義:福井県市町村職員共済組合(フクケンシヨウソンシヨクインキョウカイミアイ)

※依頼人欄に「組合員証記号-番号」と「組合員本人の氏名」を必ず記入または入力してください。

※振込手数料は、別途ご自身でご負担ください。

◆注意事項◆

- ・臨時入金は、千円以上千円単位、1日1件のみ入金可能です。
- ・様式を使用し、福井銀行で入金いただくと振込手数料は無料ですが、他金融機関やインターネットバンキング等で入金いただく場合は、振込手数料はご自身でご負担いただきます。

<お問合せ先 総務企画課>

入学貸付・修学貸付のご案内



この春、教育費等の借入れをお考えの方はぜひご活用ください!

| 入学貸付は入学が決まり次第、申込み可能です | | 新年度の修学貸付は1月から受付を開始します | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 入学貸付 | | 修学貸付 | |
| 貸付の対象となる学校 | | | |
| 高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校または各種学校（学校教育法第1、124、134条） | | | |
| 貸付の対象となる経費 | | | |
| 入学時に必要となる経費 (入学金、教科書代、制服代、賃貸の敷金等) | | 修学中に必要な経費(授業料や賃貸料等) ただし、入学貸付と同時に申込みをした場合は、重複する費用の貸付はできません。 | |
| 貸付の限度額 | | | |
| 給料月額 <small>の6月分</small> (最高200万円) <small>(10万円以上10万円単位)</small> | | 1月あたり15万円(年間180万円)(10万円以上1万円単位) 1年ごとの申込みが必要です ・1月～3月に貸付申込みした場合の限度額⇒12月分 ・年度の途中で貸付申込みした場合の限度額 ⇒申込み月の翌月から起算して3月までの残存する月数分 | |
| 申込みと貸付日 | | | |
| お申込みは、各所属所の共済組合事務担当課にて貸付申込書等を受け取り、必要事項を記入の上添付書類を揃えて、各所属所の共済組合事務担当課に提出してください。 共済組合にて審査後、納付期限日に間に合うように随時貸付します。 ※ <u>入学金・授業料等の納付期限の1週間以上前までに、共済組合に申込書が到着するようお早めにご提出ください。</u> | | | |
| 償還期間 | | | |
| 貸付月の翌月から償還が開始されます。 償還期間は貸付金額によって異なります。 | | 貸付申込時に「 修業年限まで据置 」か「 据置しない 」かを選択してください。 ・「修業年限まで据置」⇒修業期間中は利息のみの償還となり、元金の償還は据え置かれ、修業年限が終了した月の翌月から元金も合わせた償還が開始されます。 ・「据置しない」⇒貸付月の翌月から償還が開始されます。 | |
| 償還方法 | | | |
| 給与天引きにより償還いただきます。 | | | |
| 貸付利率 | | | |
| 年1.26%(変動性) | | | |
| 貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する「退職等年金給付に係る基準利率」に応じて定められます。 | | | |
| 必要となる書類等 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●合格通知書の写(支払後に入学許可証の写) ※入学金以外の借入がある場合は入学後に在学証明書 ●入学金等の費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票 (続柄が確認できるもの)等 | | <ul style="list-style-type: none"> ●入学前の場合は合格通知書の写、進級前の場合は申込時の在学証明書(入学、進級後に在学証明書) ●授業料等の費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票 (続柄が確認できるもの)等 | |
| 貸付時の審査について | | | |
| 下記の条件のいずれかに該当するときは、貸付を行うことができません。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●共済組合の償還月額と他の金融機関等に対する償還月額の合算額が、給料月額の30%を超えるとき ●期末手当等からの償還額(他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む)を含む年間の償還額が、年収の30%を超えるとき ●<u>支払い済みの費用について貸付をお申込みいただいたとき</u> | | | |



その他、ご不明な点は 共済組合 総務企画課 までお問合せください。



<お問合せ先 総務企画課>

謹賀新年

平素は格別のご愛顧を賜り
厚くお礼申し上げます。
本年も倍旧のお引き立てのほど
よろしくお願ひ申し上げます



令和5年

福井県市町村職員共済組合保養所 越路

支配人 職員一同、
皆さまのご利用をお待ちしております



(大浴場)

温泉・料理でリフレッシュ
カラオケ等でエンジョイ



(カラオケルーム)

楽しい **越路** を満喫してください。

- 利用助成券にて1泊2食のご利用で小学生以上は4,000円(繁忙期3,500円)が助成されます。
- ホームページ等インターネットからのご予約も受け付けております。
- 客室、宴会場は禁煙です。おタバコは1階または3階の喫煙所をご利用ください。

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151

FAX:0776-77-3868

HP▶<https://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路

